

令和 8 年度焼津市認定こども園事業者の募集について

	事項	質問	回答	更新日
1	募集要綱 2 (5)「教育・保育の時間」について	預かり保育は 1 号認定の子に対する時間、延長保育は 2 号、3 号の短時間の子に対する時間という認識でよろしいでしょうか？	預かり保育は、1 号認定の子どもが教育時間終了時刻以後も引き続き保育を受けることができる制度です。 延長保育は、保育標準時間（11 時間）に該当する 2 号・3 号認定の子どもが、保育標準時間の範囲内で、保育標準時間の終了時間から園が定める最大延長保育時間までの間、引き続き保育を受けることができる制度です。 なお、保育短時間（8 時間）に該当する子どもに対しては、延長保育は行えませんのでご注意ください。	7 月 9 日
2	募集要綱 2 (4)「施設の利用定員」について	利用定員の「1 号認定 5 人程度」は全園児で 5 人程度でしょうか？それとも学年 5 人でしょうか？	学年にかかわらず、全園児で 5 人程度としてください。	7 月 9 日
3	募集要綱 3 (3)「所管庁の監査、指導検査等」について	応募資格 (3) の「直近の文書指摘を受けていない」は 3 園全て改善指導はありませんでした。助言指導については 2, 3 ありましたが、すぐに改善させていただきましたが、助言指導事項については文書指摘ではないのではありませんが、いかがでしょうか？	文書指摘は、改善指導があった場合と捉えてください。 なお、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとします。	7 月 9 日
4	募集要綱 6 (3)「関係法令の遵守」について	幼児室を 2 階に設けたいが、建物が木造の為、認可基準の中にある保育所の条件を採用でも良いか？	認定こども園としての認可を受けるための建築基準等については、建築基準法のほか、焼津市の条例や静岡県の条例などに基準があります。 施設の種類、部屋の位置等（どのような施設を建てるのか）によって適用される法令等が異なる場合がありますので、詳しくは静岡県こども未来課に事前にご相談くださるようお願いいたします。	7 月 9 日

令和 8 年度焼津市認定こども園事業者の募集について

	事項	質問	回答	更新日
5	募集要綱 2 (4)「施設の利用定員」について	満 3 歳の枠がないので、枠を増やしてもよろしいですか？	満 3 歳児の人数も含めて 5 人程度としてください。 なお、5 人「程度」としていますので、5 人ではなくても問題はありませんが、できるだけ基準に近い人数としてください。	7月10日
6	公募申込書 第 2 号様式 項目 (6) 補助額	設置主体が株式会社でも、焼津市の認定こども園整備で就学前教育・保育施設整備交付金の対象になりますか。	就学前教育・保育施設整備交付金の交付要綱 6 の表「私立認定こども園」によりますと、私立認定こども園の設置主体については「社会福祉法人又は学校法人」とされております（焼津市は、同欄のただし書に規定する市町村には該当しません。）。 ※交付要綱は、市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。	7月13日
7	その他	選定事業者が園舎建設工事を発注する場合、施工業者の選定方法について、一般競争入札、指名競争入札、複数社見積合わせ等、市として指定または推奨する手続きはありますか。 また、補助金を活用する場合、焼津市競争入札参加資格者名簿に登録された業者に限定する必要がありますか。	就学前教育・保育施設整備交付金を活用して園舎を整備する場合は、契約、入札等について市の条例、規則等の内容に沿って実施していただく必要があります。 当該交付金を活用しない場合にあっては、施工業者の選定方法に特段の定めはありませんが、市の条例、規則等の内容を参考に、適正な事務執行に努めていただくようお願いします。	7月13日